

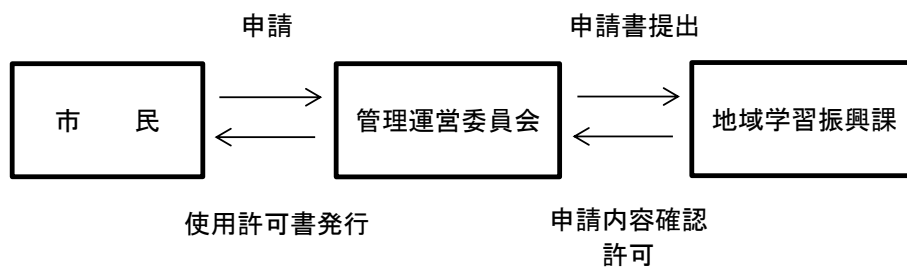
## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号

処 分 名	夜間照明施設の使用許可	
処 分 の 概 要	夜間照明施設の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年規則第4号）	
条 項	第6条	
所 管 課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間	即日	
所管課での処理期間	即日～7日	
標準処理期間	計 即日～7日	
審査基準	<p>松山市立学校体育施設の開放に関する規則第6条、及び松山市立学校開放体育施設管理運営細則第8項の各号に該当しないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市立学校体育施設の開放に関する規則</p> <p>（利用の中止） 第6条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し、又は管理責任者の指示に従わない利用者に対しては、利用の中止を命ずることができる。</p> <p>松山市立学校開放体育施設管理運営細則</p> <p>8. 使用取消 次の場合は使用を取り消す。 (1) 営利を目的とする活動、または、特定宗教、政党等に関する集会及び行事等であると認めるとき。 (2) 虚偽の申請をし、不当に許可を受けたと認めるとき。 (3) 施設・設備等のき損のおそれがあると認めるとき。 (4) 学校長が、管理上支障があると認めるとき。 (5) マナーの面で著しく劣るものと認めるとき。 (6) 教育委員会・学校長または管理運営委員会の指示に従わなかったとき。 (7) その他教育委員会が不相当と認めるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。